

後援教育資料  
XI-4  
XI  
4

閣議決定（案）

昭二六、八、三 外務省

教育交換計画に関する日米両国政府間往復書簡に  
関する件

日米両国政府間に教育交換計画を実施することに関し別紙案の上  
うな書簡を両国政府間に交換することとする。

天野 502

本件は、当分の間は取扱いを  
絶対極秘とせられたい。

説明書

先般来、米政府から日米両国政府間の書簡交換によつて、両国の教育交換計画について了解をうけたことの内意を示されていたが、この際、この趣旨による書簡交換を行うこととした。この書簡は、米国の教育交換事業の目的は、千九百四十六年の改正余利物資法（フルブライト法）に基くものである。交換の内容は、大要次のとおりである。一、この教育交換事業のため、五箇年間に四百七十五万ドル、二年目以降は、この教育交換事業の目的は、千九百四十六年の改正余利物資法（フルブライト法）に基くものである。交換の内容は、大要次のとおりである。二、この教育交換事業の目的は、千九百四十六年の改正余利物資法（フルブライト法）に基くものである。交換の内容は、大要次のとおりである。三、この教育交換事業の目的は、千九百四十六年の改正余利物資法（フルブライト法）に基くものである。交換の内容は、大要次のとおりである。四、この教育交換事業の目的は、千九百四十六年の改正余利物資法（フルブライト法）に基くものである。交換の内容は、大要次のとおりである。

五